

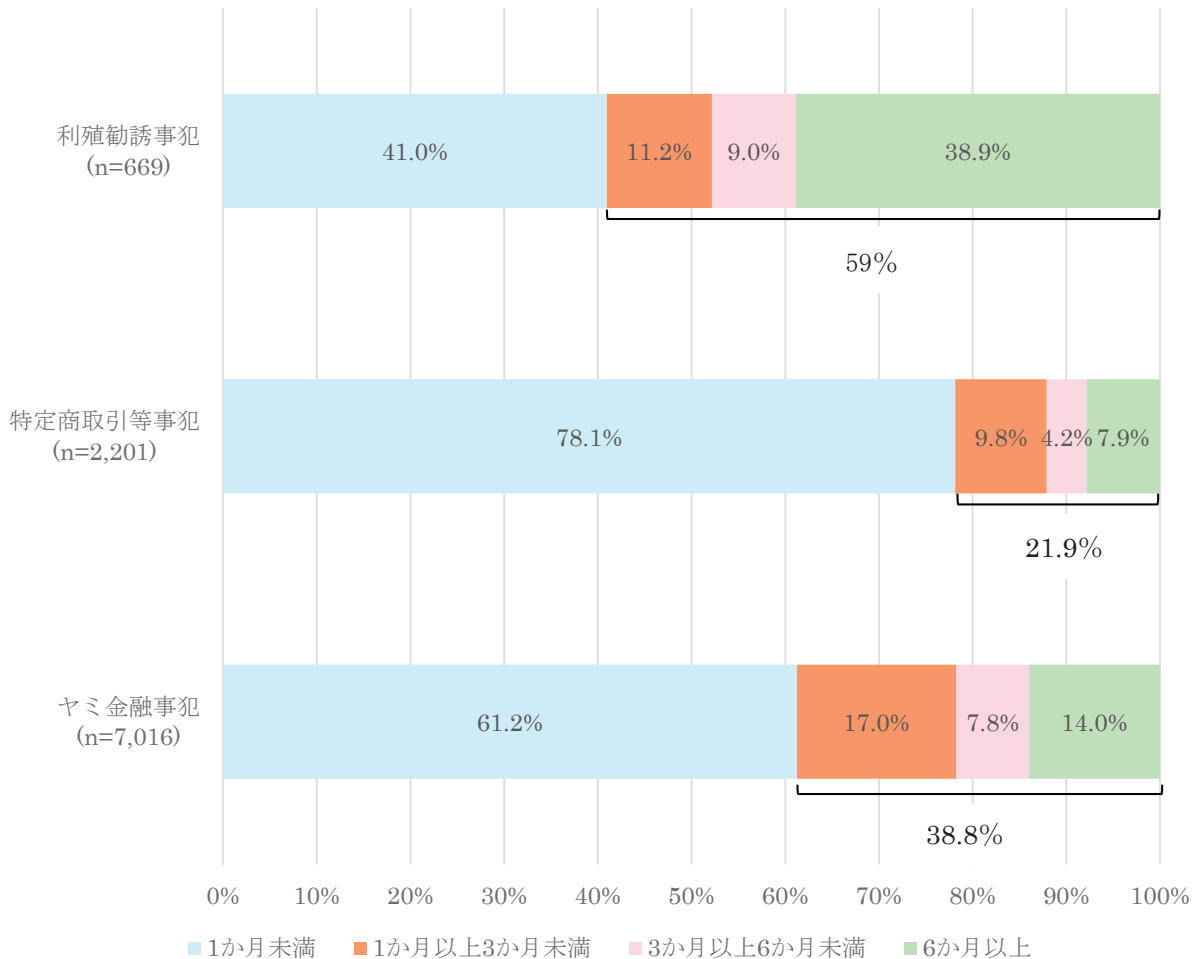
平成 28 年 3 月 25 日
警察庁生活経済対策管理官

警察に対する相談の状況（平成 26 年 11 月から 27 年 10 月までに受理したもの）

1 相談件数

- 利殖勧誘事犯¹に関する相談件数は 4,026 件。
- 特定商取引等事犯²に関する相談件数は 6,158 件。
- ヤミ金融事犯の相談件数は 16,401 件。

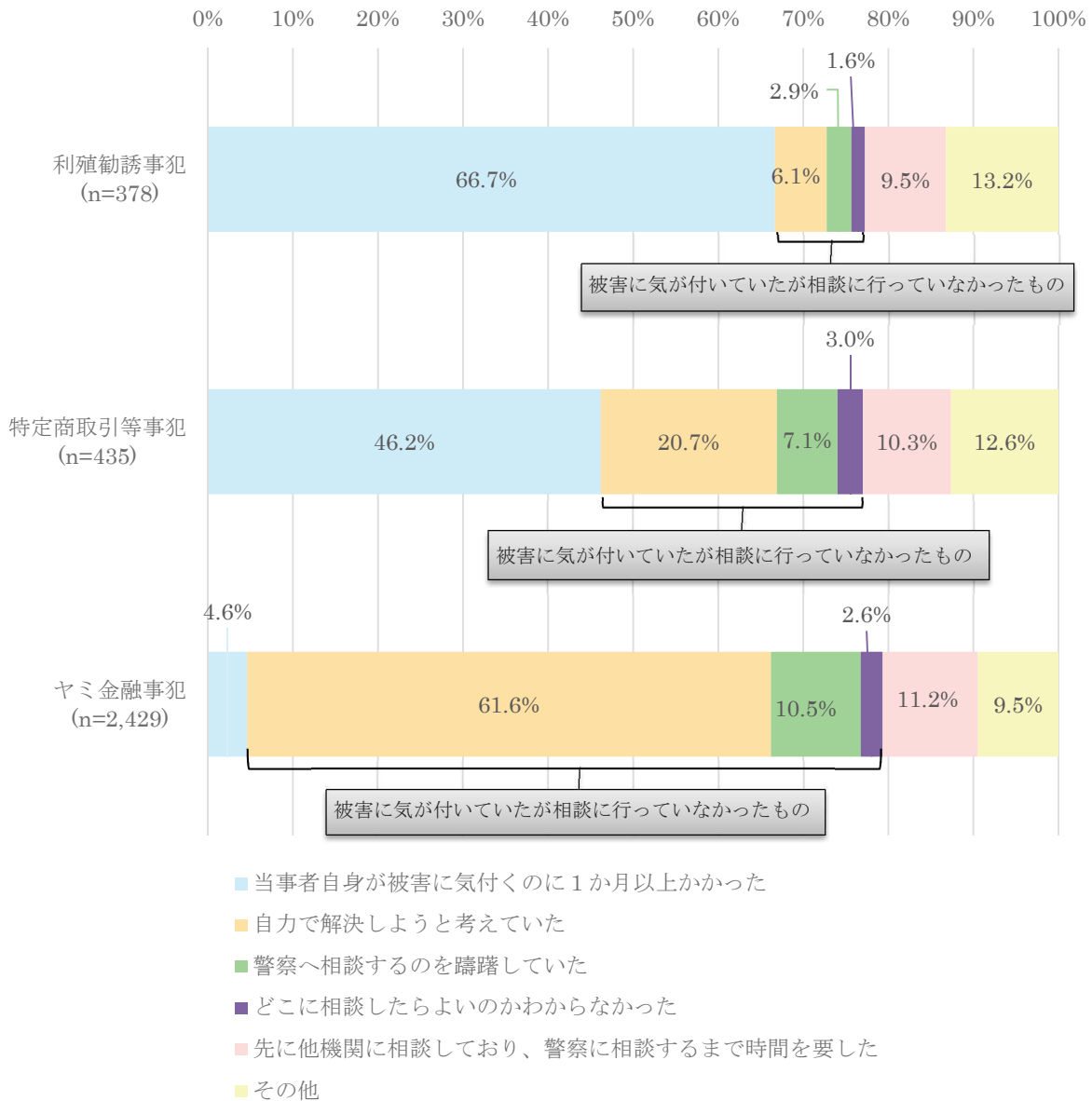
2 最初に金銭を支払ってから相談に行くまでの期間



¹ 未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資勧誘等を仮装し、金を集める悪質商法

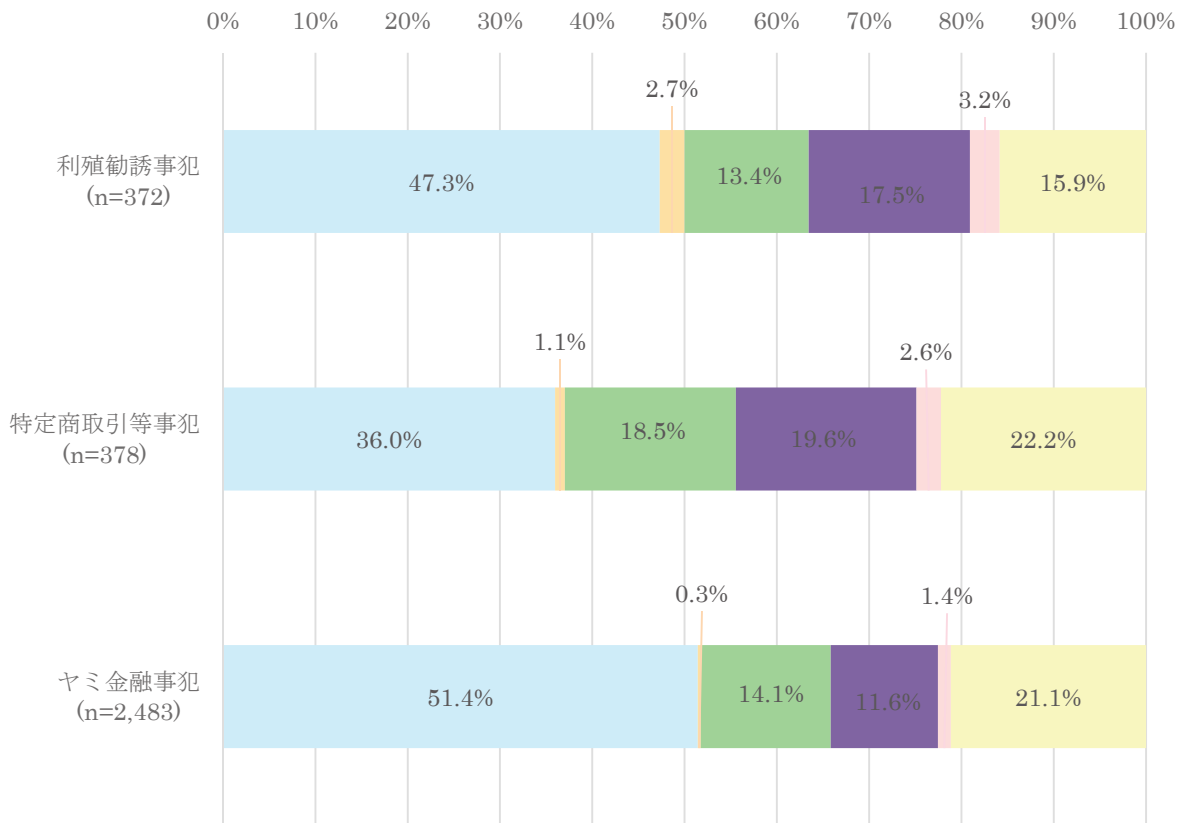
² 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等の悪質商法

3 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由



- 利殖勧誘事犯では、被害に気が付かなかったものが66.7%。被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが10.6%。
- 特定商取引等事犯では、被害に気が付かなかったものが46.2%。被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが30.8%。
- ヤミ金融事犯では、被害に気が付かなかったものが4.6%。被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが74.7%。

4 1か月以上経過してから相談に行った経緯



■ 相手方の対応が変化するため (連絡が取れなくなった、金銭が振り込まれなくなった、取立てが厳しくなった等)

■ 悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て

■ 他機関から警察への相談を勧められ (他機関からの引継ぎを含む。)

■ 家族、知人等周囲からの助言を受けて

■ 金融機関窓口での助言を受けて

■ その他